

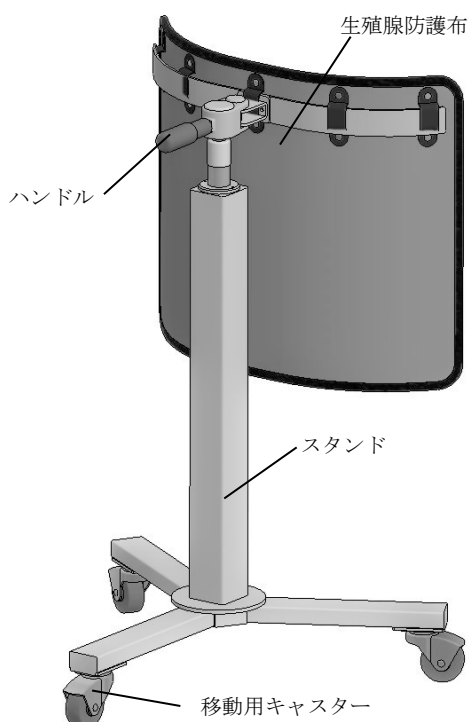
器 11 放射線障害防護用器具 (383670000)

一般医療機器 放射線防護用生殖腺防護具

## 生殖腺防護スタンド

### 【形状・構造及び原理等】

《形状と各部の名称》



《構造》

本装置は以下のユニットにより構成される。

- ・生殖腺防護布

【組成】 塩化ビニル樹脂に鉛を混和したもの

鉛当量 : 0.5 mmPb

- ・ハンドル
- ・スタンド
- ・移動用キャスター

《仕様》

- ・寸法  
幅 500 mm × 高さ 800 (最高位 : 1080) mm
- ・重量 : 約 8.4 kg

### 【使用目的又は効果】

患者から放出される散乱放射線、又は医学的処置に用いた放射線による不必要な被ばくから術者等を保護することを目的とする放射線防護用具である。

JISZ4501「X線防護用品類の鉛当量試験方法」で規定されるX線管電圧100kVでの試験において表示の鉛当量以上の遮へい効果を有する。

### 【使用方法等】

150kV以下のX線で診療等を行う場合の散乱放射線防護用として使用する。

《使用方法等に関連する使用上の注意》

- 1) 一次放射線(直接線)の放射線被ばくからの保護には使用しないこと。
- 2) X線防護材に損傷、又はそのおそれのある場合は使用しないこと。
- 3) X線防護材が強く折り曲げられると、損傷する原因となるので注意すること。
- 4) 消毒は、消毒用アルコールで清拭すること。ガス滅菌、蒸気滅菌、煮沸、クレゾール等は、変質や早期劣化のおそれがあるので、使用しないこと。

### 【保管方法及び有効期間等】

《保管方法》

保管する場合は、X線防護材の遮へい効果を損なわないよう、生殖腺防護布を折りたたまず、屋内において常温、常湿で保管すること。

《有効期間》

X線防護材料に損傷をきたすまでとする。

取扱説明書を必ずご参照下さい。

### 【保守・点検に係わる事項】

〈使用者による保守点検(日常点検)〉

- 1) 日常の始業、終業時に目視、触覚等により生殖腺防護布に異常が無いか点検を必ず行うこと。
- 2) 生殖腺防護布に損傷が発生しているおそれがあると判断した場合は、使用を中止してX線透視又は透過写真撮影による検査を行うこと。
- 3) 始業前にスタンドと生殖腺防護布の連結部を点検し、異常が無いか確認すること。異常が確認できた場合は使用を止め、購入した販売店または大林製作所に相談すること。

〈使用者による保守点検(定期点検)〉

6ヶ月に1回以上のX線透視又は透過写真撮影による検査を行うこと。

### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者

住所 : 埼玉県川口市弥平 2-15-15  
氏名 : 株式会社 大林製作所 川口工場  
連絡先 : 埼玉県川口市弥平 2-15-15  
株式会社 大林製作所 川口工場  
TEL (048) 222-3800  
FAX (048) 222-4074

製造業者 (組立)

住所 : 埼玉県川口市弥平 2-15-15  
氏名 : 株式会社 大林製作所 川口工場

取扱説明書を必ずご参照下さい。